

自然環境保全実施細目書（例）

1 事業実施に関し、自然環境を保全するための基本的な考え方

※以下の項目について記載する。

(①事業を行うことによる自然環境の改変を最小限に留め、現存する動植物の保全と良好な自然環境の維持に努める旨)

(②自然環境保全協定行為基準を確認し、事業実施に際し該当する項目がある場合、その対応について)

(③その他、環境を保全するための特質すべき配慮事項について)

2 自然の保護、回復及び緑地率

(1) 植物

土地利用計画の検討に当たっては、自然環境調査結果を踏まえ、重要種の生育箇所、残置森林等緑地の連続性の確保、沢、池沼、湿地等水系の保全、水系に隣接する森林の保全等に配慮する。

植生の保護	植生の回復及び緑化の推進	緑地面積	緑地率
<p>1 保護する植生の種類 (現状のまま保全する群落を記載 ※環境調査で作成した植生図を参考に記載する。但し、植生図に示されないような小群落であっても、自然度の高い湿地や岩壁に成立する群落等の特質すべき群落が確認された場合は記載する。)</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落：20,000 m² ・ケイワタバコ群落：200 m² ・その他：〇〇 m² <p>重要な植物 (残置部分で保全する重要種を記載)</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キンラン 5 株 ・エビネ 7 株 	<p>1 樹木及びその他の植物の種類</p> <p>現地に生育する樹木の移植、根株移植、播種による植栽を検討し、実施の場合、その旨を記載する。数量は可能な場合に記載する。</p> <p>例</p> <p>現地で生育する樹木については、できる限り移植利用する。また、萌芽性の高い樹種については、伐採後、根株を移植利用する。</p> <p>(造成森林で植栽に用いる樹種と植栽密度を記載)</p> <p>例</p> <p>造成森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コナラ 2,500 本/ha ・クヌギ 2,500 本/ha <p>(マント植栽を行う場合、方法、樹種、場所等を記載)</p> <p>例</p> <p>マント植栽</p> <p>改変により、残置森林内に生育する重要種に影響がある箇所及び特に風当たりが強く、林内に影響がある箇所の林縁部にキブシ、ム</p>	<p>(植生を保護する土地の面積) + (植生の回復及び緑化を図る土地の面積)</p> <p>m²</p>	<p>(緑地面積) /(事業面積) ×100 (少数第1位まで)</p> <p>%</p>
<p>2 植生を保護する土地の面積 (1で記載した群落の面積の合計値を記載)</p> <p>m²</p>			

<p>3 特に良好な樹木の種類及び本数</p> <p>(残置部分で保全する大径木(概ね胸高直径 50 cm以上)を記載。また、確認位置を添付資料:重要種確認位置図に記載)</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スダジイ 5本 	<p>ラサキシキブを用いてマント植栽を行う。</p> <p>(移植を行う重要種の種類と株数と移植方法等を記載)</p> <p>移植については、活着しやすい時期に事業区域内の同様の環境に行うことを原則とする。また、「複数の移植地を設定する」「移植と播種を併用する」「事業区域外保全(圃場等)」等の併用を検討し、移植植物が消失しないよう、可能な限りリスク分散させる。</p> <p>例</p> <p>移植を行う重要種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エビネ 30株 ・タコノアシ 20株 <p>(生育環境(地形、斜面方位、林冠層の優占種、林床の状況、土湿等)の概要、移植地の環境、移植方法等の詳細は別紙で示す。)</p> <p>2 植生の回復及び緑化を図る土地の面積</p> <p>(造成森林の面積を記載)</p> <p style="text-align: right;">m²</p> <p>3 客土の方法</p> <p>(植栽を行う際に利用する土について記載する。どこからどのような土を持ってきてどのように利用するか等)</p> <p>例</p> <p>造成箇所の表土を保存し、植栽時に再利用する。</p> <p>4 施肥の方法</p> <p>例</p> <p>植栽する場所の土壌条件を考慮し、それぞれの箇所で適した肥料を適宜用いる。</p>		
--	--	--	--

(2) 野生動物

土地利用計画の検討に当たっては、自然環境調査結果を踏まえ、重要種の生息箇所、残置森林等緑地の連続性の確保、沢、池沼、湿地等水系の保全、水系に隣接する森林の保全等に配慮する。

野生動物の種類	生息地の面積	保護の方法
<p>(事業地内で保護する野生動物について重要種を含め、各分類群別に記載する。確認された重要種が多い場合は代表的な種のみ記載し、種類数を記載する)</p> <p>例</p> <p>哺乳類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホンドヒミズ ・ホンドテン <p>鳥類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オシドリ ・サシバ ・オオタカ ・ノスリ <p>等〇〇科〇〇種類</p> <p>両生類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トウキョウサンショウウオ ・ニホンアカガエル 	<p>(事業地内で保護する野生動物が生息する面積を記載(残置森林の面積等))</p>	<p>(保護の方法についてその概要を記載し、詳細は資料を添付し参照させる。)</p> <p>(オオタカ・サシバ・チュウヒ・ミゾゴイの生息が確認された場合は、環境省作成の保護マニュアルを踏まえて保全対策を記載する。)</p> <p>(必要に応じて保護区(湿生生物保護区・猛禽類保護区等)を設定する。)設置の趣旨、場所、面積、保全方法、モニタリング方法等を記載)</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により消失する湿地の代償措置として、多様な生物が生育・生息するビオトープを創出する(資料〇〇参照)。 ・事業地内の U 字溝について、生物が脱出できるようスロープを設ける(資料〇〇参照)。 ・確認された重要種の内、特に以下の種類については、保全措置を講じる。 (サシバ) ・繁殖期は営巣木中心域での騒音や、人や重機など大きな動きを伴う工事を行わない。 (トウキョウサンショウウオ) ・ビオトープ及び残置部の水路に卵嚢を移設する(資料〇〇参照)

(3) 郷土記念物

郷土記念物の種類 (名称)	所在地 (面積)	保存の方法
<p>(祠・埋蔵文化財等がある場合は記載) 無い場合は無い旨を記載</p> <p>例</p> <p>〇〇古墳 △△遺跡群跡</p>	<p>(添付資料で場所を示す)</p> <p>例</p> <p>●●市▲▲字◆◆ (2,000 m²)</p>	<p>例</p> <p>残置森林箇所として現況保存</p>

3 表土の利用及び残土処理

表 土	残 土
<p>1 表土の利用方法</p> <p>例</p> <p>改変箇所の表土は仮置場で保存し、造成森林の植栽箇所の植土として利用する。</p> <p>2 表土の仮置場の位置</p> <p>例</p> <p>造成が終了した区域に適時に仮置きする。</p>	<p>1 建設発生土の処理方法</p> <p>2 建設発生土利用の位置</p>

4 事業施行に伴う不要樹木の処分方法

樹木の種類	本 数	樹 高	処 分 方 法
<p>例</p> <p>スギ、スダジイ、カラスザンショウ等</p>	<p>(概算で記載)</p> <p>例</p> <p>約 5,000 本</p>	<p>例</p> <p>5~15m</p>	<p>例</p> <p>建築用材等として売却し、再利用する。売却できないものに関しては、場外搬出し、産業廃棄物として適切に処理する。</p>

※不要樹木が生ずる場合は、有効に利用されるような処分方法を講ずるものとする。

5 宅地分譲等にあたっての配慮事項 (※該当する場合)

(※宅地分譲者 (行為者) と知事との協定事項が将来にわたっても担保されるよう被分譲者等に対する協定事項の承継化等の配慮事項を記載すること。)

6 管理責任 (前記2「自然の保護、回復及び緑地率」に係る土地についての管理責任)

管理責任者名

電話番号

(管理責任者の社名・氏名・連絡先を記載)

(添付書類) 位置図、土地現況図、植生図、土地利用計画図、切盛土図、緑地配置図、植栽配置図、動植物確認位置図、動植物移植計画図、現況写真 (カラー撮影 ※事業地の現況が判断できるもの) その他必要な書類